

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第4回）議事録

■日時 平成30年10月22日（月）午後3時28分～午後3時47分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

■出席委員

平手第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、坂本委員、佐々木委員、寺島委員、藤倉委員、宮越委員

■議事内容

審議

「北清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

⇒ 大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて審議を行い、大気汚染、悪臭及び騒音・振動に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

平成 30 年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第 4 回）

速 記 録

平成 30 年 10 月 22 日（月）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 24

(午後 3 時 28 分開会)

○真田アセスメント担当課長 お時間ちょっとまだ 1 分ぐらい早いのですが、ただ、全員お揃いですので始めさせていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、第二部会 11 名のうち 9 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、第二部会の開会をお願いいたします。

本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○平手部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいらっしゃいますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思います。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○平手部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了いたしましたら退席されても結構です。

ただいまから第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「北清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、その他となっております。

それでは、「北清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

それでは、本日の資料、1 ページをお願いいたします。

資料 1-1、第二部会の審議資料でございます。環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議についてでございます。

事業名称は先ほどのとおりでございます。

まず、選定した環境影響評価の項目でございますが、12 項目ございまして、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスとなっております。それぞれの項目の意見の内容については後ほど説明をさせていただきます。

少し下に目を移していただきまして、選定しなかった環境影響評価の項目でございますが、

5 項目でございます。水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境、史跡・文化財でございます。これらについては特に意見がございません。

続きまして、都民の意見及び周知地域区長等の意見でございます。別紙のとおりとなっております。ございまして、1 枚おめくりいただきまして 2 ページをお願いいたします。

まず、意見書等の件数でございますが、都民からの意見書は 1 件、周知地域区長（近隣県市長）からの意見は 3 件、合計 4 件でございます。

次に、都民からの意見としましては、(1) 視覚については、調査地点として遠隔地、近接地、隣接地となっており、調査検証方法が眺望写真撮影、天空写真撮影、完成予想図（フォトモンタージュ）合成等となっている、街並みになじんだ景観及び威圧感の低い建築に対しのみであり、建築の持つ美しさ、美的センスに訴えたものではないということです。(2) では、建築計画案（立面図、完成予想図）を拝見したところ、全くデザインされておらず、平面をそのまま立ち上げたものだと思われ、機能性のみのものにちょっとした木材の使用を加えただけということです。(3) では、弊所の構想では、日照時間多壁面については地域住民の要望でもある壁面緑化、日照時間少壁面についてはカーテンウォール等を用いた建築デザインによる対応、又は様式建築を取り入れた壁面計画等を考えており、この構想は温室効果ガス低減にも寄与するものということでございます。

次に、周知地域区長（近隣県市長）からの意見でございます。

北区長からは総論として 4 点ございまして、1 点目は、周辺の環境保全に配慮した事業計画とするとともに、事業実施においては、技術進歩等を踏まえ、可能な限り環境影響の低減に努められたい。2 点目は、区民からの意見・要望については、十分に検討し、環境保全のための適切な措置を講じられたい。3 点目は、工事期間中や施設稼働後における周辺住民からの声に対しては、可能な限り真摯に対応されたい。4 点目は、環境影響評価図書を作成する際には、調査及び評価の方法などについて、平易な文章で表現するなど、区民が理解しやすいものとなるように努められたいということでございます。

右の 3 ページからの各論についてでございますが、1 の大気汚染から 12 の温室効果ガスまでの選定の 12 項目、それと 5 ページにございます 13 のその他まで、それぞれ意見が出ておりますが、これらについては、事業者にきちんと予測評価、環境保全のための措置をしてくださいという念押し的な内容が主となっておりますので、詳細な説明については割愛をさせていただきますと思います。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

足立区長からでございますが、工場稼働後の大気（排気ガス及びばいじん）測定においては引き続き常時測定を実施することという意見で、川口市長からは特になしということでございます。

それらを踏まえまして、お戻りいただきまして1ページをお願いいたします。

1ページの中ほど、意見でございます。

大気汚染でございます。「大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施するとしていることから、そのデータの活用方法についてわかりやすく記載すること。また、風洞実験に当たっては、計画地周辺の地形等も十分考慮し、実施すること」としてございます。

次に、悪臭でございます。「敷地境界における臭気指数の予測において、ごみ収集車両のプラットホームへの出入り口が不明確なことから、現況調査及び予測地点の選定に当たっては、出入り口を明らかにした上で、適切な位置に設定すること」としてございます。

次に、騒音・振動でございます。「工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測において、予測の対象時点を建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業では既存施設の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点についても予測・評価すること」としてございます。

説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは、ただいまの説明について、項目を担当されている委員から何か補足することがございますでしょうか。大気汚染、悪臭、騒音・振動ですね。

坂本委員、お願いします。

○坂本委員 騒音・振動ですけども、計画書内には予測時点が「建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点」と書いてあるんですけども、周辺に高い集合住宅も立地していますので、それから解体工事を伴うということで、特に大きな騒音が出る解体工事には気を付けていただきたいということで、このような意見になっております。

○平手部会長 何か御質問等はございますか。

そのほか特に、項目で、大気汚染、悪臭の関係の方からは特にはないですか。

○佐々木委員 土壤汚染でもよろしいですか。

○平手部会長 御意見は何でも構いません。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 資料1-1の4ページに北区からの意見として水質汚濁と土壤汚染が書いてご

ざいますけれども、この点について。

まず、上のほうでは、過去の汚染土壌の封じ込め槽があるということで。ただ、事務局のほうに確認しましたところ、そこまでの掘削ですとかいった形質変更はないということですが、近傍で地下水をはかるということをお聞きしていますので、そのときにはぜひ、流向もはかっておいていただければというふうに考えます。

また、その下の5番の土壌汚染につきましても、一応、土壌汚染対策法、それから確保条例に基づいて実施していただければ。実施していただけるように事務局にも確認していただいておりますけれども、その点、よろしく願いいたします。

以上です。

○平手部会長 事務局のほうから。

○森本アセスメント担当課長 ありがとうございます。今いただきました御意見、流向も含めてということなんですが、これについては事業者のほうにしっかりと伝えてまいりたいと考えてございます。

○平手部会長 日下委員、何か。

○日下委員 北区長からの意見として、窒素酸化物とか微小粒子状物質について対象にしない理由を聞かれているんですが、これはそもそも対象とはなっていないので、そんなに問題はないと考えているため、1ページの意見でいいと思っています。

○平手部会長 分かりました。

よろしいでしょうか。

寺島委員。

○寺島委員 史跡・文化財について、私、特に意見なしということで御返事申し上げたんですけれども、一応、154ページの選択しなかった理由とかいうところの最後に「事前に北区教育委員会に相談・照会を行う」と書いてございます。これは、この敷地内には埋蔵文化財はございませんけれども、周りにはかなりいろんな遺跡があります。そしてさらに、建替えの範囲を見ますと、現在建物のない範囲まで建替えの建物は広がっておりますので、項目に選定しないのは結構なんですけれども、十分、北区の教育委員会と打合せをやっていただきたいというふうに、念のために申し上げておきます。

○森本アセスメント担当課長 今いただきました北区の教育委員会との協議等ということについては、事業者のほうに、またこういった御意見をいただいたということは改めてお伝えしたいと思います。

○平手部会長 宮越委員、お願いします。

○宮越委員 佐々木先生の御指摘にも関係しているんですけども、水循環の観点から見ても、特に汚染土壌の封じ込め槽近くの観測用の井戸の水位というのはとても重要だと思います。ですから、慎重に注視していただきたいと、ぜひお伝えください。

○森本アセスメント担当課長 ありがとうございます。今、宮越委員おっしゃられた井戸の水位についてもということについては、土壌汚染の対策においてということで、あわせて事業者のほうに伝えてまいります。

○坂本委員 3ページと4ページのところに総論に対する意見がありまして、例えば3ページの一番下に「比較的高さのある集合住宅」ということで、確かに、Googleマップで見ると、高い建物、集合住宅が建っているわけですけども、高さ方向の予測評価はしてもらえるように、事業者のほうに言われるということですね。

○森本アセスメント担当課長 今御指摘いただいた件についてなんですが、先生おっしゃるとおり、実際のところ、南側のほうに住宅があるんですけども、敷地、計画地のほうから一定の、数十mから100m近くあるので、距離減衰が図れるものと考えております。

○坂本委員 その点をちゃんと計算して、影響がある一定の基準以下になるということが確認されていればいいと思うんですけど。確認されて、やらないということですか。距離減衰がとれるということをちゃんと確認してほしいということなんですけれども。

○森本アセスメント担当課長 事業者のほうからなんですが、今申し上げたところで、距離があることから本事業による影響は低く、騒音の高さ方向の予測評価までは至らないと考えているということです。

○坂本委員 それを定量的にしっかりエビデンスを持って判断をしていただきたいという意見です。

○森本アセスメント担当課長 分かりました。そのように事業者にお伝えいたします。

○平手部会長 私のほうから1点。

景観の関係で、この種の施設で往々にして箱だけ最後に出てきて圧迫感の評価みたいなこともあったりはしているので。今回、都民の意見で、デザインのことをおっしゃられています。直接的にデザインの評価ということはこの審議会の対象ではないんですけども、一応やっぱり具体的な形で、なるべくこの案を詰めていただいて、現実に近いところの案が出てくるように環境影響評価書案のときにはお願いしたいということで、事業者のほうにお伝えいただければありがたいです。

○森本アセスメント担当課長 分かりました。お伝えいたします。

○平手部会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようですので、引き続き、総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

それでは、本日の資料、6ページをお願いいたします。

資料1-2、「北清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）でございます。

第1 審議経過

本審議会では、平成30年8月16日に「北清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長等の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

としております。付表は右の7ページにございますが、読み上げについては割愛をさせていただきます。

第2 審議結果でございますが、こちらは先ほどと同じ内容ですので、読み上げは割愛をさせていただきます。

第3 その他でございます。

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長等の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

としてございます。

以上でございます。

○平手部会長 それでは、ただいまの質問について何かございますでしょうか。御意見ありましたらお願いいたします。

特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で、次回の総会に報告いたします。

それでは、本日予定いたしました審議を全て終了いたしました。ほかに何かございます

でしょうか。

特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午後 3 時 47 分閉会)